

配信資料に関する技術情報（気象編） 第61号

－予報及び注意報・警報の細分区域の変更等について－

1. 注意報・警報の細分区域の変更について

配信資料に関する技術情報第16号（平成9年3月14日）でお知らせしましたとおり気象庁では、予報及び注意報・警報の細分区域の見直し作業を年2回（3月及び11月）実施することとしています。

今回におきましては、細分区域の変更を以下のとおり実施します。

実施日時：**平成12年3月1日（水）15時**（中央標準時）

変更内容：①茨城県において、一次細分区域「北部」に二次細分区域「**県北地域（ケンボクチ件）**」及び「**県央地域（ケンオウチ件）**」を、一次細分区域「南部」に二次細分区域「**鹿行地域（ロウチ件）**」、「**県南地域（ケンナンチ件）**」及び「**県西地域（ケンシチ件）**」を、それぞれ新たに設定します。（詳細は別紙1、2及び3参照）

②長野県において、一次細分区域「北部」に二次細分区域「**飯山（イヤマ）**」、「**長野（ガノ）**」及び「**大町（オオマチ）**」を、一次細分区域「中部」に二次細分区域「**上田・佐久（ウエダ・ソク）**」、「**松本・諏訪（マツモト・スワ）**」及び「**安曇（アズミ）**」を、一次細分区域「南部」に二次細分区域「**伊那（イナ）**」、「**木曾（キゾ）**」及び「**飯田（イダ）**」を新たに設定します。（詳細は別紙5、6及び7参照）

変更後は、新しい二次細分区域に対して注意報・警報が発表され、別紙4及び8に示した新しい区域コードが用いられます。

変更時の措置：変更内容①②ともに、変更前の細分区域に発表された注意報・警報が変更実施時刻を過ぎる場合は、一旦、当該注意報・警報を解除し、実施時刻に新しい細分区域に対し、改めて注意報・警報を発表します。

なお、天気予報については変更ありません。

2. 新潟県「佐渡」に対する注意報・警報の発表電文の変更について

新潟県「佐渡」に対する注意報・警報を、**平成12年3月31日（水）15時（中央標準時）**から、新潟地方気象台が発表する注意報・警報電文に含めて行います。これに伴う**区域名及び区域コードの変更はありません**。変更後の電文例を次に示します。

なお、変更時の措置としては、変更日当日、新潟県「佐渡」に対して発表された注

意報・警報が変更実施時刻を過ぎる場合は、一旦解除し、改めて発表します。

例：新潟県「上越」、「中越」及び「下越」に波浪注意報、新潟県「佐渡」に強風、波浪注意報を発表する電文の例（「チウイホ」 「ケイホ」 「ケイホ1」 「ケイホトク」 「ケイホウク1」 についても同様）

現状

チウイホ1 **7イカ**

121200

0300 15 16

平成12年12月12日12時00分 **相川測候所発表**

佐渡 強風、波浪注意報」

《略》

チウイホ1 **ニカク**

121200

5410 16

5420 16

5430 16

平成12年12月12日12時00分 **新潟地方気象台発表**

下越」波浪注意報」

中越」波浪注意報」

上越」波浪注意報」

《略》

変更後

チウイホ1 **ニカク**

121200

5410 16

5420 16

5430 16

0300 15 16

平成12年12月12日12時00分 **新潟地方気象台発表**

下越」波浪注意報」

中越」波浪注意報」

上越」波浪注意報」

佐渡 強風、波浪注意報」

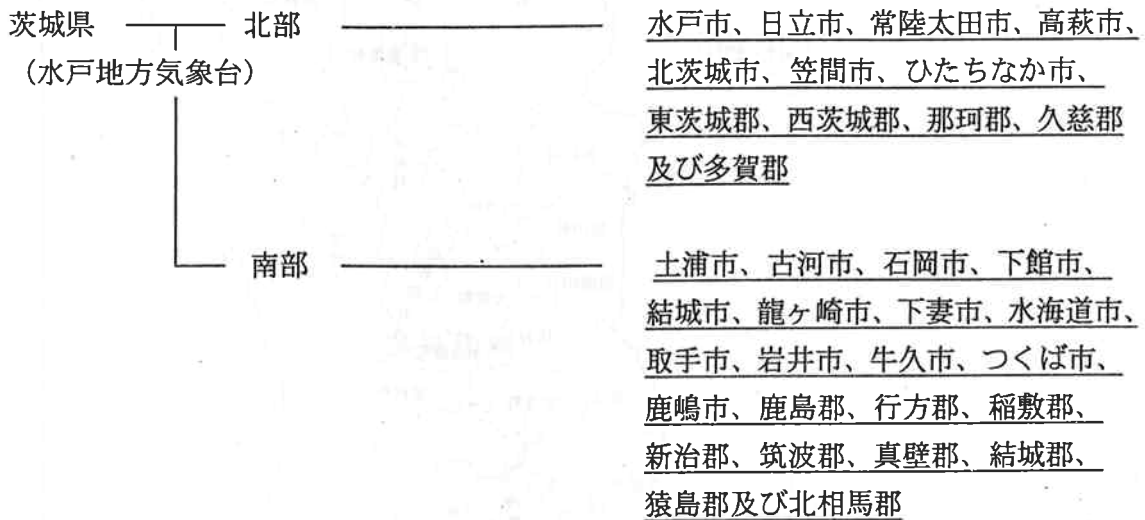
《略》

細分区域の設定に伴う対象市町村の変更

(変更箇所は下線部)

府県予報区名 一次細分区域名 二次細分区域名
(担当気象官署名)

現行



新





茨城県



茨城県の区域コード

現行

官署名	区 域 名		区 域 コード
	府県	一次細分 二次細分	
水戸	茨城県		4000
		北部	4010
		南部	4020
	沿岸の地域		4000

新

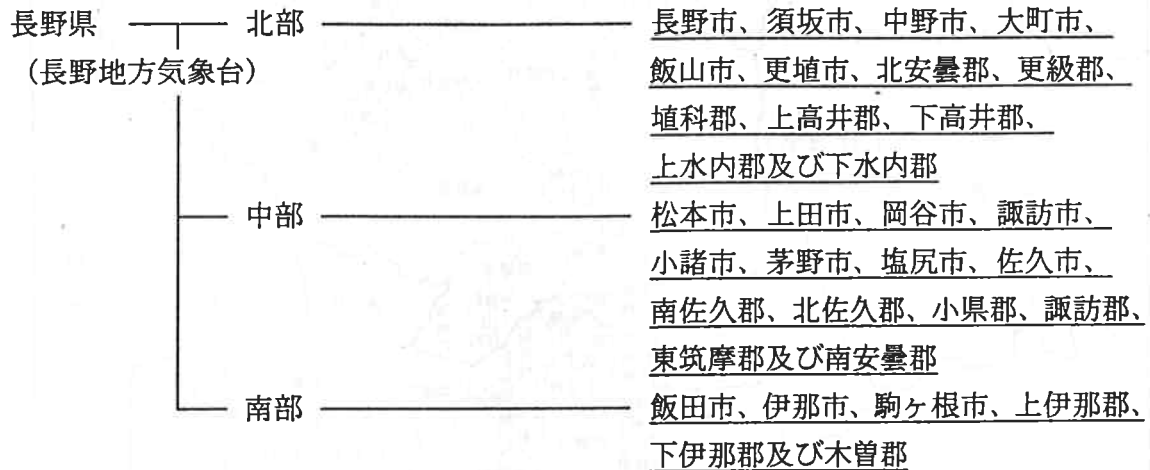
変更箇所は下線部

官署名	区 域 名		区 域 コード	
	府県	一次細分 二次細分		
水戸	茨城県		4000	
		北部	4010	
			<u>県央地域</u>	<u>4011</u>
			<u>県北地域</u>	<u>4012</u>
		南部		4020
			<u>鹿行地域</u>	<u>4021</u>
			<u>県南地域</u>	<u>4022</u>
			<u>県西地域</u>	<u>4023</u>
	沿岸の地域		4000	

府県予報区名 一次細分区域名 二次細分区域名

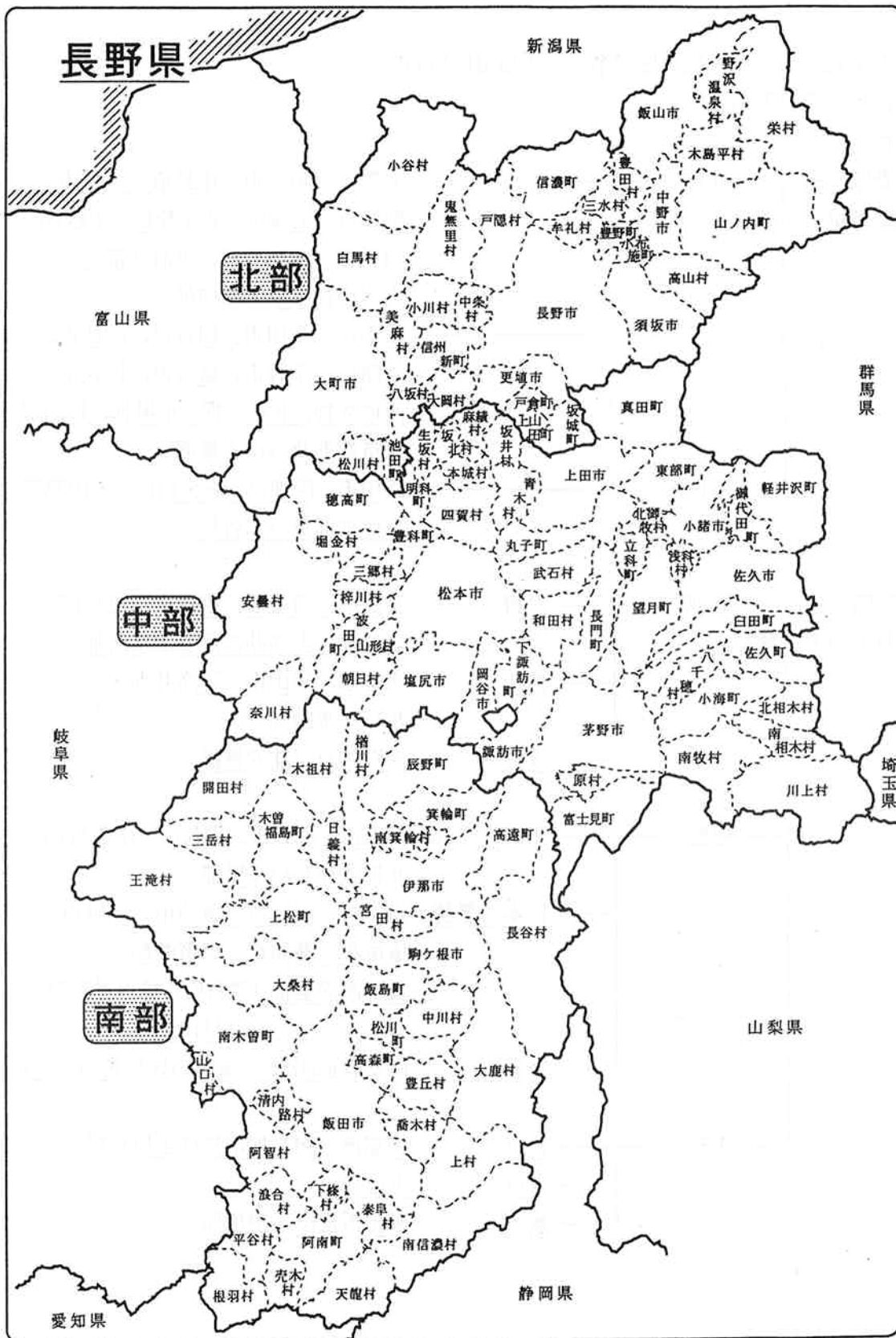
(担当気象官署名)

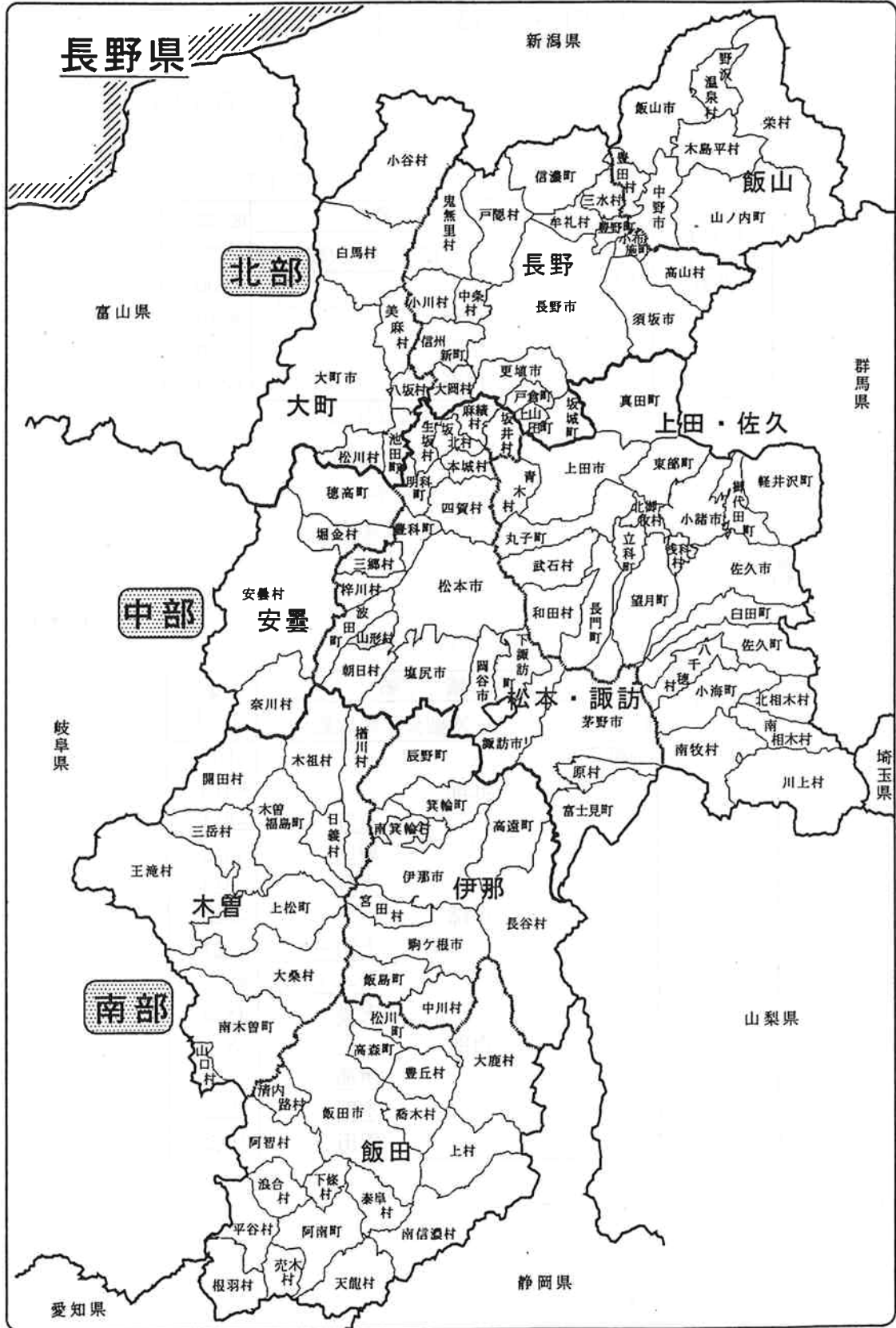
現行



新







長野県の区域コード

現行

官署名	区 域 名		区 域 コード
	府県	一次細分 二次細分	
長野	長野県		4800
		北部	4810
		中部	4820
		南部	4830

新

変更箇所は下線部

官署名	区 域 名		区 域 コード	
	府県	一次細分 二次細分		
長野	長野県		4800	
		北部		4810
			<u>長野</u>	<u>4811</u>
			<u>飯山</u>	<u>4812</u>
		中部	<u>大町</u>	<u>4813</u>
				4820
			<u>上田・佐久</u>	<u>4821</u>
		南部	<u>松本・諏訪</u>	<u>4822</u>
			<u>安曇</u>	<u>4823</u>
				4830
			<u>伊那</u>	<u>4831</u>
			<u>木曾</u>	<u>4832</u>
	<u>飯田</u>	<u>4833</u>		

配信資料に関する技術情報（気象編）第61号の訂正について
（平成11年12月22日付け 業務課補佐官発事務連絡関連）

掲題につきまして、下記の通り訂正を行いました。お手数ですが、お手持ちの資料の該当部分の訂正をお願いします。

1.注意報・警報の細分区域の変更について

誤	「上田・佐久（ウダ・サ）」	正	「上田・佐久（ウダサ）」
誤	「松本・諏訪（マツト・スワ）」	正	「松本・諏訪（マツトスワ）」

2.新潟県「佐渡」に対する注意報・警報の発表電文の変更について

誤	平成12年3月31日（水）	正	平成12年3月31日（金）
---	---------------	---	---------------

・下越、中越、上越に全く同じ注意報・警報を発表する場合、上中下越地方としてまとめて発表する（別添（例1））。

誤	5410 16	正	
	5420 16		5400 16
	5430 16		
誤	下越」波浪注意報」	正	
	中越」波浪注意報」		上中下越地方」 波浪注意報」
	上越」波浪注意報」		

なお、下越、中越、上越に異なる注意報・警報を発表する場合の例を、追加しました（別添（例2））。

別添

例1：新潟県「上中下越地方」に波浪注意報を、新潟県「佐渡」に強風、波浪注意報を
発表する電文の例（「ヲウイナ」 「ケイナ」 「ケイナ1」 「ケイナク」 「ケイナク1」につ
いても同様）

現状

ヲウイナ1 アイナ

121200

0300 15 16

平成12年12月12日12時00分 相川測候所発表
佐渡」強風、波浪注意報」

<<略>>

ヲウイナ1 ニイナク

121200

5400 16

平成12年12月12日12時00分 新潟地方气象台発表
上中下越地方」波浪注意報」

<<略>>

変更後

ヲウイナ1 ニイナク

121200

5400 16

0300 15 16

平成12年12月12日12時00分 新潟地方气象台発表

上中下越地方」波浪注意報」

佐渡」強風、波浪注意報」

<<略>>

別添

例2：新潟県「上越」、「中越」に波浪注意報、「下越」に強風、波浪注意報を、新潟県「佐渡」に強風、波浪注意報を発表する電文の例（「千刈村」「刈村」「刈村1」「刈村ト」「刈村ト1」についても同様）

現状

千刈村1 **アガ**

121200

0300 15 16

平成12年12月12日12時00分 **相川測候所発表**

佐渡 強風、波浪注意報

《略》

千刈村1 **ニガタ**

121200

5410 15 16

5420 16

5430 16

平成12年12月12日12時00分 **新潟地方气象台発表**

下越 強風、波浪注意報

中越 波浪注意報

上越 波浪注意報

《略》

変更後

千刈村1 **ニガタ**

121200

5410 15 16

5420 16

5430 16

0300 15 16

平成12年12月12日12時00分 **新潟地方气象台発表**

下越 強風、波浪注意報

中越 波浪注意報

上越 波浪注意報

佐渡 強風、波浪注意報

《略》